

報告第13号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

1 報告理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項のうち市長において専決処分することができるものとして市議会の議決（専決処分事項の指定について 平成17年2月17日市議会議決）により指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

2 内容

(1) 事故の概要

令和7年4月12日午前10時5分頃、鴨川市北風原726番において、市道東北風田山居谷線を走行中、同市道が陥没し、相手方所有の車両が当該陥没箇所へ落ちたことにより同車両が損傷したものの。

(2) 損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

(3) 損害額 車両左側前部タイヤ及び左側後部タイヤ損傷 17,470円

(4) 過失割合 市100%

(5) 損害賠償額 17,470円

(6) 和解条件 市から相手方に対する損害賠償金17,470円をもって和解する。

3 専決処分日

令和7年8月5日